

鱈ヶ沢町長の交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、町長の交際費（以下「交際費」という。）について、適正な執行と透明性を確保するため、町長が、町を代表して行う外部の個人又は団体との交際費の支出基準及び支出状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出対象)

第2条 交際費の支出対象となる個人又は団体は、次のものとする。

- (1) 町の事務事業と直接、かつ、密接な関係にある者又は団体
- (2) 町政の運営に功績があった者又は団体
- (3) 前2号に掲げる者で、事故、災害等に見舞われた者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める者

(支出区分等)

第3条 交際費の支出区分及び支出範囲は、次に掲げるものとし、その支出基準額は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 慶弔費
 - ア 祝儀 式典、各種総会及び行事等に参加する場合に支出する。
 - イ 弔慰金 葬儀、法要及び供養等に際して支出する。
- (2) 見舞金 事故、災害等の見舞いの場合に支出する。
- (3) 激励金 町の公益に資すると認める者を激励する場合に支出する。
- (4) 懇談費（会費） 町政運営に資する意見交換、情報収集及び折衝並びに会費により開催される懇親会等の場合に支出する。
- (5) 贈答費 来客等への土産、贈答品、記念品等を購入する場合に支出する。
- (6) その他 町政運営上、町長が特に必要があると認める場合に支出する。

(公表内容)

第4条 交際費の支出状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出件名
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、鱈ヶ沢町情報公開条例（平成13年条例第18号）第7条の規

定に基づき公開しないことができるものについては、個人名等は、公表しないものとする。

(公表の時期及び方法)

第5条 交際費の公表は、町長交際費支出状況(別記様式)により、毎月、当月分を翌月末までに鱒ヶ沢町ホームページに掲載する方法により行うほか、閲覧の申出があった場合には、総務課において町長交際費支出状況を閲覧に供するものとする。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、町長等の交際費の取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

支出対象となる個人(1親等内親族含む。)
(1) 首長等特別職
(2) 町議
(3) 監査委員、選挙管理委員長、教育委員長、農業委員会委員長、消防団長
(4) 名誉町民及び特別貢献者
(5) 国会議員、知事、県議、町議
(6) 元国会議員、元知事、元県議及び元町議
(7) 元首長等特別職
(8) 選挙管理委員、教育委員、固定資産評価審査委員、消防団副団長、消防団分団長、消防団部長、農業委員、財産区議員、行政連絡員
(9) 職員及び職員の配偶者、子、父母、同居の配偶者の父母の場合(施設に入所している場合は、入所1年以内とする。)

注1 特別貢献者とは、町の特別功労賞受賞者及び町の功労賞受賞者である。

別表 2 (第 3 条関係)

区分	支出基準額
<p>(1) 慶弔費</p> <p>ア 祝儀</p> <p>イ 弔慰金</p>	<p>① 式典、各種総会及び行事等 (ア) 飲食を伴わないもの…なし (イ) 飲食を伴うもの…町内 3,000 円、町外 5,000 円、会費制は会費の額 (ウ) 別表 1(1)～(4)の結婚披露宴等に要する場合 (町長への招待がある場合に限る。)・・・20,000 円以内又は指定されている会費の額</p> <p>別表 1 (1)～(7)</p> <p>① 香典 5,000 円 ② 生花 (現相場で 10,000 円) ③ 法事に係る会費分、弔詞 (町外の者の場合は弔電)</p> <p>別表 1 (8)</p> <p>① 香典 3,000 円 ② 生花 (現相場で 10,000 円) ③ 法事に係る会費分</p> <p>別表 1 (9)</p> <p>(ア) 本人の場合 ① 香典 3,000 円 ② 生花 (現相場で 10,000 円) ③ 法事に係る会費分</p> <p>(イ) 配偶者、子、父母、同居の配偶者の父母の場合 (施設に入所している場合は、入所 1 年以内とする。) の場合 ① 香典 3,000 円 ② 法事に係る会費分</p> <p>① 香典…上限 5,000 円 ② 生花…上限 20,000 円 ③ 法事に係る会費…上限 20,000 円</p> <p>* 全町民を対象に弔慰文書 (弔電) を作成し故人宅に届ける。町外の対象者にも弔慰文書 (弔電) を届ける。</p>
<p>(2) 見舞金</p>	<p>(1)及び(2)</p> <p>① 入院見舞金 10,000 円 ② 火災等見舞金 10,000 円</p>
<p>(3) 激励金</p>	<p>町の小中高生及び町の各種団体</p> <p>① スポーツ振興・文化・芸術等により全国大会等に出場する場合 ② 海外の派遣事業に参加する場合 ①、②共に、町からの助成がある場合は除き、支出の有無は、随時協議する。</p>
<p>(4) 懇談費(会費)</p>	<p>実費額</p>
<p>(5) 贈答費</p>	<p>随時協議する。</p>
<p>(6) その他</p>	<p>上記に掲げるもののほか、交際費の支出が適当であると認めるもの。</p>

別記様式（第5条関係）

町長交際費支出状況

（ 年 月分）

年月日	区分	件名	金額（円）
		合 計	件

累 計（ 年度）

区分	月分		年度累計	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
慶弔費				
見舞金				
激励金				
懇談費				
贈答費				
その他				
合 計				